平成２２年（フ）第９５３号
札幌市中央区南19条西11丁目２番11号　第一大館マンション７号
債務者　佐々木　到
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５７号
札幌市白石区北郷４条８丁目10番２号　コーポ神原Ⅱ―10号
債務者　大野　菊重（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７８号
札幌市中央区南８条西９丁目759番地13　ロイヤルステージ208号
債務者　横山寿美江（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００３号
札幌市南区澄川２条２丁目６番２―602号
債務者　中島　伸夫
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００５号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番11―302号
債務者　福士美枝子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
北海道伊達市長和町493番地
債務者　石田　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２号
北海道紋別市南が丘町３丁目１番３―405号
債務者　袴田進一朗
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１１１号
群馬県高崎市剣崎町838番地　ヴィアトラール105号
債務者　岩井　忠士
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０号
新潟県新潟市東区山木戸１丁目９番１号　いからしハイツ202号
債務者　阿部　辰巳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
三重県松阪市大黒田町1625―１、住民票上の住所三重県松阪市駅部田町1020番地２
債務者　桐谷　千鶴
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字森250番地市営住宅５棟105号
債務者　山本　隆晴
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２１７号
大阪府枚方市磯島南町15番１―326号
債務者　一宮　章悟
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１０号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―205号
債務者　片田　忠司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９１号
大阪府箕面市西小路１丁目７番５号
債務者　黒木　良美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３１号
大阪府寝屋川市美井元町29番４号
債務者　伊勢田一匠
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８９号
大阪市西成区千本北２丁目25番１号
債務者　福田みき子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５６号
大阪市東成区神路１丁目11番22号伸和マンション311号
債務者　楠原和枝こと　夫　　和枝
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部